

# 8月1日(金)から 国民健康保険の給付の 所得判定基準が変更

医療機関などで高額な治療を受ける場合、支払った医療費の自己負担額については、月額で限度額(自己負担限度額)が設けられており(表1)、自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、超えた額が高額療養費として支給されます。この自己負担限度額に係る所得判定の基準が8月1日(金)から変わります(表2)。

これにより、市民税非課税世帯から課税世帯になった場合などは、自己負担限度額が変わりますので、注意して下さい。

また、引き続き医療機関などに入院や通院をし、高額な治療を受けている場合は、国民健康保険限度額適用認定証の更新が必要ですので、保険窓口で手続をして下さい。

詳しくは保険課に問合せ下さい。

※表2の平成26年度市民税申告所得金額を表1の所得区分に照らし合わせて、1か月に各世帯が負担する自己負担限度額が決まります。

※高額療養費の自己負担限度額は、年齢70歳で区分されていて表1のとおりです。

## 水色に変更

国民健康保険  
高齢受給者証

7月18日(金)ごろ、70歳以上の国民健康保険高齢受給者証(水色)を郵送します。医療機関などで受診するときは、国民健康保険の保険証と高齢受給者証を必ず窓口へ提示して下さい(70歳以上の人の一部負担割合については、表3のとおりです)。

また、8月1日(金)以降に70歳になる人は、誕生日

(1日誕生日の人はその前月の20日前後に高齢受給者証を郵送し、誕生日の翌月1日(1日誕生日の人はその日)からの適用となります)。

問合先 保険課 (☎6992・1545)



Q1. 平成26年度国民健康保険料の納入通知書が送られてきました。保険料の金額や計算方法の説明が聞きたいのですが、どうしたらいいですか？

A. 保険料に関する問合せは、保険課に相談して下さい。保険料の計算方法は、

市ホームページや同封の計算例などで確認して下さい。

Q2. 送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっています。4・5月分は払わなくてよいのでしょうか？

A. 保険料は4月から翌年3月までの12か月分を、6月から翌年3月までの10回割で支払います。そのため、4・5月は通常、支払いがない月となっていますので、支払いをする必要はありません。

Q3. 会社で社会保険を取っていますが、平成26年度保険料の納入通知書が送られてきました。どうしたらいいですか？

A. 納期限までに支払わない場合は、督促状や催告書を送ります。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金や財産の差押えに至る場合がありますので、早めに保険料納課に相談して下さい。

Q4. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか？

A. 納期限までに支払わない場合は、督促状や催告書を送ります。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金や財産の差押えに至る場合がありますので、早めに保険料納課に相談して下さい。

Q5. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいですか？

A. 特別な事情がある場合、保険料の支払い方法を相談することができますので、保険料納課へ問合せ下さい。また、一定事由に限り、書類を添付し、保険料の減額申請ができる場合がありますので、保険課へ問合せ下さい。

## 国民年金保険料 免除制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる制度です。

国民年金の保険料は月1万5千250円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより保険料が免除される場合があります。

保険料の免除・猶予制度は、「全額免除制度」と、「1/4納付制度」「半額納付制度」「3/4納付制度」といった一部納付制度(3段階)があります。

これらの制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です(平成25年1月以降に離職した場合、雇用保険受給資格者証や同職票などの写しを添付して下さい)。

平成26年度(平成26年7月~平成27年6月)の免除申請については、7月から受付を開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1か月前までの未納保険料)については、随時申請できます。その際は、各申請年度の前年所得を審査を行います。

なお、保険料が免除された期間の老齢基礎年金額は、全額納めた場合と比較して、3/4を納付した期間の場合は1/4の支給、同様に半額を納付した期間の場合は3/4、1/4を納付した期間の場合は1/2、全額免除された期間には相当する額が年金額に反映されます。

また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る場合にも適用されるため安心です。

ただし、一部納付制度は、納付すべき保険料が未納となった場合、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給資格期間には含まれず、免除が無効となるので、必ず所定の保険料を納付して下さい。

このほか、「若年者納付猶予制度」30歳未満の人の保険料納付が猶予(所得審査あり)、「学生納付特例制度」学生の保険料納付の猶予(所得審査あり)があります。

なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することが出来ます。

この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

20歳前発症の傷病による障害基礎年金(年金コード26500、63500、6351)を受けている人は、毎年7月中旬に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。

現況届の用紙は、守口年金事務所から受給者に送付されますので、同封の「しおり」を参考に必要事項を記入し、総合窓口課年金担当へ提出して下さい(郵送可)。

平成26年1月2日以降に他の市区町村から転入した人は、前住所地の所得証明書を添付して下さい。

○他の公的年金を受給している人は、「年金額改定通知書」の写しと「国民年金障害基礎年金受給権者支給停止額変更届」を添付して提出して下さい。

【表1】 70歳未満で他の医療証を持っていない人

所得区分 (平成26年度市民税所得金額)	自己負担限度額 (※1 平成26年12月まで)
ア 上位所得の人	世帯すべての国保被保険者の合計所得金額が600万円を超える人 150,000円+(医療費-500,000円)×1% (☎83,400円)
イ 市民税非課税の人	国保加入の世帯主および世帯員全員が市民税非課税の人 35,400円 (☎24,600円)
ウ 一般所得の人	ア・イ以外の人 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (☎44,400円)

※1 平成27年1月から変更されます。詳細は市ホームページのほか、広報もりぐちでも追ってお知らせします。

※多数該当(☎)・・・同一世帯で受診月を含め、過去直近1年間に4回以上自己負担限度額を支払った場合の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上75歳未満の人(前期高齢者)

所得区分 (平成26年度市民税所得金額)	自己負担限度額	
	外来の場合 (個人ごと)	入院と外来の場合 (世帯ごと)
エ 現役並所得の人	市民税課税所得金額が145万円以上の人 44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (☎44,400円)
オ 市民税非課税の人	I 年金収入が80万円以下などの人 II I以外の人	15,000円
		24,600円
カ 一般所得の人	エ・オ以外の人	12,000円 44,400円

※課税所得金額・・・所得金額から基礎控除をはじめ、人的控除や社会保険料控除などの各種控除を差し引いた後の所得金額

【表2】

項目	内容
1. 給付対象となる期間	平成26年8月1日~平成27年7月31日
2. 給付判定の基準となる所得金額	平成26年度市民税申告所得金額 (平成25年1月1日~12月31日までの所得金額)

【表3】

所得区分 (平成26年度市民税所得金額)	付帯条件	一部負担割合
キ 市民税課税所得金額が145万円未満の人	昭和19年4月1日以前生まれ	1割
	昭和19年4月2日以降生まれ	2割
ク 市民税課税所得金額が145万円以上であって、以下に該当し、申請した人 ○高齢者単身で合計収入額383万円未満の場合(要申請) ○高齢者複数で合計収入額520万円未満の場合(要申請)	昭和19年4月1日以前生まれ	1割
	昭和19年4月2日以降生まれ	2割
ケ キ・ク以外の人		3割

除から社会保険に変更した場合、必ず国民健康保険の喪失の手続きをしなければなりません。また手続きをしていない人は、必ず社会保険の保険証と国民健康保険の保険証、印鑑を持参して保険課で手続きをして下さい。手続きした翌月の半ばごろに、社会保険に加入するまでの保険料の納入通知書を送付します。

また、5月末までに国民健康保険喪失の手続きをした人には、社会保険を取得するまでの保険料のみを通知していただきますので、支払うようお願いいたします。

Q4. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか？

A. 納期限までに支払わない場合は、督促状や催告書を送ります。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金や財産の差押えに至る場合がありますので、早めに保険料納課に相談して下さい。

Q5. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいですか？

A. 特別な事情がある場合、保険料の支払い方法を相談することができますので、保険料納課へ問合せ下さい。また、一定事由に限り、書類を添付し、保険料の減額申請ができる場合がありますので、保険課へ問合せ下さい。

問合先 保険課 (☎6992・1545、1625)、保険料納課 (☎6992・1537、1538)

平成26年度(平成26年7月~平成27年6月)の免除申請については、7月から受付を開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1か月前までの未納保険料)については、随時申請できます。その際は、各申請年度の前年所得を審査を行います。

このほか、「若年者納付猶予制度」30歳未満の人の保険料納付が猶予(所得審査あり)、「学生納付特例制度」学生の保険料納付の猶予(所得審査あり)があります。

なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することが出来ます。

この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

○診断書の提出を必要とする受給者には所定の「診断書」が送付されますので、医師に7月中の診断証明を受け、現況届とともに提出して下さい。

なお、他の年金を受けている人は、毎年誕生日に現況届が送付されますので(住民票コードで確認できる人は除く)、日本年金機構へ提出して下さい。

問合先 総合窓口課年金担当 (☎6992・1524)



国民年金  
現況届  
7月中に  
提出を